

# 農業・食料と環境に関する 国際的議論の最前線

---

令和6年12月12日(木)  
農林水産省輸出・国際局  
国際戦略グループ長  
米田 立子

**MAFF**  
農林水産省

# 環境関係国際会議と食料・農業：各種条約での取扱い

- 食料・農業に関連する環境関係の国際的な論点は、気候変動、生物多様性やプラスチック汚染、森林保全など、急速に広がりを見せている。
- 特に今年は3つの大型条約の締約国会合（COP）の開催に加え、新たにプラスチック汚染に関する条約交渉も行われ、これらはいずれも食料・農業に関係する。

## 生物多様性

### 生物多様性条約第16回締約国会議 (CBD COP16)

開催日：令和6年10月21日～11月2日

開催地：コロンビア（カリ）



COP16  
COLOMBIA  
PAZ CON LA NATURALEZA



Convention on  
Biological Diversity

## 気候変動

### 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議 (UNFCCC COP29)

開催日：令和6年11月11日～11月24日

開催地：アゼルバイジャン（バクー）



COP29  
Baku  
Azerbaijan



United Nations  
Framework Convention on  
Climate Change

## プラスチック

### プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際 文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交 渉委員会（INC5）

開催日：令和6年11月25日～12月1日

開催地：韓国（釜山）



## 砂漠化

### 砂漠化対処条約第16回締約国会議 (CCD COP16)

開催日：令和6年12月2日～12月13日

開催地：サウジアラビア（リヤド）



UNCCD  
COP16  
Riyadh | 2024



United Nations  
Convention to Combat  
Desertification

# 生物多様性条約(CBD)第16回締約国会議(COP16)

- 生物多様性COP16では、2022年12月に採択された、2030年に向けた世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(KMGBF)の具体的指標について議論。
- 目標(ターゲット)の中には、持続可能な農林水産業、大企業等による生物多様性に係るリスクの開示、食料廃棄の半減等、食品企業と深く関連するものも含まれる。

## 昆明・モンリオール生物多様性枠組の目標群(Kunming Montreal Global Biodiversity Framework)

| 1.生物多様性への脅威を減らす |                                      | 目標 1 2              | 都市の緑地親水空間を確保            |
|-----------------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------|
| 目標 1            | 全ての地域を空間計画/効率的な管理プロセス下に              | 目標 1 3              | 公正・公平な遺伝資源の利益配分を行う      |
| 目標 2            | 劣化した陸域・海域・沿岸域等の30%を回復                | 3.実施と主流化のためのツールと解決策 |                         |
| 目標 3            | 陸域・海域・沿岸域の30%を保護地域/OECMとする           | 目標 1 4              | 生物多様性の主流化               |
| 目標 4            | 種や遺伝資源の保全と野生生物との共生                   | 目標 1 5              | ビジネス部門での生物多様性影響評価・開示推進  |
| 目標 5            | 野生生物の持続的利用、乱獲防止                      | 目標 1 6              | 持続可能な消費を進める             |
| 目標 6            | 侵略的外来種の導入・定着を50%以下とする                | 目標 1 7              | バイオセーフティ/バイオテクノロジーの手法確立 |
| 目標 7            | 過剰な栄養塩の流出半減、農薬・化学物質のリスク半減、プラスチック汚染対策 | 目標 1 8              | 有害な補助金を改革し、有益な補助金を増額    |
| 目標 8            | 気候変動対策における生態学的アプローチの推進               | 目標 1 9              | あらゆるソースからの資金確保を図る       |
| 2.人々のニーズを満たす    |                                      | 目標 2 0              | 能力構築・技術移転と協力            |
| 目標 9            | 野生種の持続的な管理推進                         | 目標 2 1              | 情報・知識へのアクセス強化           |
| 目標 1 0          | 全ての農林漁業を持続可能なものとする                   | 目標 2 2              | 女性・若者・先住民の情報へのアクセス確保    |
| 目標 1 1          | 土壌健全性や疾病予防、災害対策等に生態系アプローチを           | 目標 2 3              | ジェンダー平等                 |

各目標につき指標を用いて進捗管理を行うこととされている。

# 気候変動枠組条約第29回締約国会合(COP29)



- 気候変動分野においても、農業・食料システムへの関心が高まっている。特に森林減少・劣化防止（農産物生産関連を含む）、メタン等非CO2ガス削減に高い注目。
- 昨年のCOP28では、首脳セッションにおいて気候変動と持続可能な食料システム・農業に関する首脳級宣言（エミレーツ宣言）を公表。本年のCOP29では、農業関連イニシアチブとして「農業者のためのバクーハーモニア気候イニシアチブ」が立上げられている。
- 来年のCOP30では議長国ブラジルがさらに食料・農業及び森林分野に焦点を当てると予想されている。

## 近年のCOPにおける主な農業・食料関係イニシアチブ

2021

2022

2023

2024

2025

COP26  
英国  
グラスゴー

COP27  
エジプト  
シャルム・エル・シェイク

COP28  
UAE  
ドバイ

COP29  
アゼルバイジャン  
バクー

COP30  
ブラジル  
ベレン

|       |                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| COP26 | 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言（2030年までに森林減少を抑止・好転）                                                 |
| COP27 | 農業及び食料安全保障に係る気候行動の実施に関するシャルム・エル・シェイク共同作業<br>前年のグラスゴー・リーダーズ宣言を受け、森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ（FCLP）創設 |
| COP28 | 持続可能な農業、強靱な食料システム及び気候変動に関する首脳級宣言（エミレーツ宣言）                                                    |
| COP29 | 農業者のためのバクーハーモニア気候イニシアチブ                                                                      |
| COP30 | アマゾンでの開催⇒農業・森林関係がさらに盛り上がる？                                                                   |

# 持続可能な農業とは？

- SDG指標2.4.1「生産的で持続可能な農業の面積割合」に関し、現在、下記の指標が国連統計委員会に提示。
- 現状、窒素利用効率、GHG排出量、水資源ストレス、1ha当たり農業生産額などの7つの指標が提案。
- この指標は生物多様性条約KMGBFの目標10の指標となっているほか、来るべきポストSDGsでも注目されていく可能性が高い。

| テーマ        | 国連統計委員会に提示された指標                   |
|------------|-----------------------------------|
| 経済（生産性）    | 1ha当たり農業生産額                       |
| 経済（強靱性）    | 農業生産額を構成する生産品目の多様性                |
| 環境（土壌の質）   | 窒素利用効率（NUE）※<br>閾値50～90%          |
| 環境（水資源）    | 農業部門の水資源ストレス（SDG6.4.2）<br>閾値17.5% |
| 環境（気候変動）   | 農業部門のGHG排出量                       |
| 社会（食料安全保障） | 1人当たり農業付加価値額                      |
| 社会（適正雇用）   | 農業部門の非正規雇用の割合（SDG8.3.1）           |



KMGBF目標10  
「全ての農林水産業を持続可能なものとする」の達成指標として使われている

（※）窒素利用効率＝収穫物中の窒素総量÷農地への投入窒素総量（化学肥料＋堆肥＋生物学的固定＋土壌沈着）

# 企業が直面するサステナビリティ開示の義務化

気候変動にかかる情報開示は、任意開示に始まったが、**国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による標準化を経て、各国の会計基準に順次適用される予定**であり、生物多様性・自然資本にかかる情報開示も同様の流れになると見られている。

## 気候変動

**TCFD提言**  
2017年  
2021年改訂

**ISSB基準の発表**  
2023年6月

**各国が会計基準  
への反映を検討※**

※ EU、英、シンガポールは採用  
日は日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が  
開発中であり、2025年3月に最終化を予定。また、  
金融庁のWGでSSBJ基準の法定開示への取り込み  
を検討中。

## 生物多様性・自然資本

**TNFD ver1.0**  
2023年9月

**ISSB基準の検討**  
※CBD COP15で  
表明

**各国が会計基準  
への反映を検討**

有価証券報告書での統合的開示へ

任意 → 義務

# (参考)サステナビリティ開示の義務化:詳細



- ESG投資の判断材料となる、企業の非財務情報（サステナビリティ情報）の開示義務化等が、国内外で急速に進展。
- 国内産業の持続的な発展を図るためには、ESGに対する正確な理解のもと、企業の取組を進めていくとともに、その取組内容を効果的に開示し、第三者機関等の適切な評価等を確保していくことが重要。

## 情報開示枠組み策定及び義務化等の動き

|            | TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)                                                                                                            | TNFD（自然資本関連財務情報開示タスクフォース）                                                                           |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 枠組み策定の目的   | 気候変動が組織に与える影響を開示することにより、投資家が組織の重大なリスク・機会を適切に理解できるよう支援することを目的とする財務当局主導の枠組み。                                                         | 生物多様性に係る企業情報開示を通じて資金の流れをネイチャーポジティブに変えることを目的とする民間主導の枠組み。                                             |
| 開示枠組の概要    | 4つの主要分野（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）                                                                                                      |                                                                                                     |
|            | 財務への影響のみを評価（シングルマテリアリティ）。<br>モノの流れ（サプライチェーン）に沿って評価。<br>温室効果ガス排出量を用いて地球規模、世界共通の尺度で測定。                                               | 財務への影響に加えて、環境への影響も評価（ダブルマテリアリティ）。<br>バリューチェーン全体のすべての事業活動が対象。<br>事業活動を行う生態系の種類（バイオーム）によってリスク・機会が異なる。 |
| 開示の義務化（海外） | EU、英、米において、TCFDやそれと同等（EUではそれ以上）の情報開示の義務化が予定または検討されている。<br>国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がS1基準（全般）及びS2基準（気候変動）を公表（2023年6月）。                  | EUにおいて義務化が予定されている。<br>国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が基準を検討予定（時期未定）。                                          |
| 開示の義務化（国内） | 東証プライム市場の上場企業を対象にTCFD又はそれと同等の情報開示を要求（2022年4月）。<br>ISSBが2023年6月に公表したS1基準及びS2基準について、日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）で国内基準を検討中であり、2025年3月に最終化予定。 | 未定                                                                                                  |

※国際的に人権や人的資本にかかる情報開示の議論が進行中であり、ISSBの今後の検討テーマにも挙げられている。  
TIFD（不平等）とTSFD（社会関連）が統合してTISFDが設立（2024年9月）。2026年末までに開示枠組みを公開予定。  
※S1基準はESG課題共通の全般的な開示要求事項を規定、S2基準は気候変動の情報開示に独自の開示要求事項を規定。

## 農林水産省の取組

- ・ **【TCFD】**TCFD手引書（入門編、実践編）を策定。官民円卓会議GHG見える化作業部会においてScope3を含む情報開示の対応を議論中。
- ・ **【TNFD】**環境省・金融庁・国交省に続き、農林水産省がTNFD（自然資本財務関連情報開示）フォーラムに参加（2023年4月）。
- ・ **【サステナビリティ全般】**官民円卓会議ESG／人権作業部会において意見収集を行い、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス(2023年3月)」及び「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き（2023年12月）」を策定。

# 森林減少と農産物生産をめぐる議論：デューデリジェンス



- EUは、森林減少リスクの高い商品（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及びこれらの加工品等）に関し、**2020年末以降の森林減少を伴わずに生産されたことの確認を義務付ける規則**を制定。
- 適用時期は当初2024年末とされていたが、現在、1年延長が議論されている。

|      | EU 森林減少防止に関する規則 (EUDR)                                                                                                                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要   | <p>EU市場で対象商品又は派生製品を輸出入する事業者（オンライン販売業者も含む。）に対し、以下を義務付け。</p> <p>①「森林減少フリー産品」ではない商品、又は生産国で違法に生産された商品の域内への持込禁止</p> <p>②デューデリジェンスの実施・書面の事前提出</p> <p>＜森林減少フリー産品とは＞<br/>2020年12月31日以降の森林減少を伴わない農地で生産されたことが地理的情報等に基づき証明される産品</p> |
| 対象品目 | 牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及びこれらを原料とする製品（※牛肉、牛皮革、チョコレート、コーヒー、化粧品、脱脂大豆、木製家具、印刷紙等の加工品を含む。）                                                                                                                                    |
| 対象企業 | 全ての企業<br>（※中小企業のデューデリジェンス要件は簡素化）                                                                                                                                                                                         |
| 実施項目 | 生産地の座標等の特定、リスク評価、リスク緩和措置の実施等                                                                                                                                                                                             |

（※）EUDRの運用開始は当初2024年末を想定されていたが、現在運用開始の1年延長が提起されており、12月16-19日の欧州議会で投票予定。

出典：EU (2023) Regulation 2023/1115

# ビジネスと人権に関する最近の動きについて



## <国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。
- 指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

### 1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



### 2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17～21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



### 3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



注)「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

## <最近の国内の動き>

### 1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

### 2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- R6年5月に行動計画の「3年目レビュー政府報告」が承認、行動計画の改定作業への着手が了承された。

### 3. 農水省の取組

- カカオ豆について、日本から協生農法に係る専門家をガーナに派遣し、生産性の向上ながら技術講習会を実施（R5.11）
- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催（R6.2）

## <最近の海外の動き>

- EUでは、EU域内の企業等に、サステナビリティ関連のリスクと影響について情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が2023年1月に施行。
- また、2024年4月に、欧州議会が、EU域内の企業等に対しサステナビリティ関連のデュー・ディリジェンスを義務付ける「企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令（CSDDD）」を採択。

# 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き



- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。

## 1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**することとした。

## 2. スケジュール

- 食品企業からの意見聴取等を踏まえ、令和5年12月に手引きを公表。
- 令和6年2月に大阪、東京、福岡でセミナーを実施。セミナー動画はHPに掲載。  
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinke-n-seminear.html>)
- 令和6年度は、セミナー、事例収集、業界ごとの取組支援を行っていく予定。

## 3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
  - 4-1 人権方針の策定
  - 4-2 人権デューデリジェンス
    - 負の影響の特定・評価
    - 負の影響の防止・軽減
    - 取組の実効性の評価
    - 説明・情報開示
  - 4-3 救済

### 参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

※手引き掲載ページ：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html>